

## 公共工事の発注時における特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱い基準

(令和3年8月2日総務部長決定)

(目的)

第1条 東京板橋区(以下「区」という。)が発注する公共工事うち、東京都板橋区契約事務規則(昭和53年東京都板橋区規則第21号)第59条の規定により総務部長に契約の締結を請求する案件においての特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて、統一的な取扱いを定めることにより、円滑な契約事務の確保と公共工事の適正な施工の確保を目的とする。

(定義)

第2条 この取扱い基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共工事 区が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)(以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事に同じ。)をいう。
- (2) 特例監理技術者 法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。
- (3) 監理技術者補佐 法第26条第3項ただし書の政令で定める者として、法施行令第28条に該当する者をいう。

(配置を認めない公共工事)

第3条 建設工事の種類、発注時の東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける業種の種類にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する公共工事については、特例監理技術者の配置を認めないものとする。

- (1) 予定価格が1億8千万円以上
- (2) 総合評価方式(板橋区総合評価方式の試行に関する要綱(平成30年2月9日区長決定)に基づく入札方式)により落札者を決定するもの

(兼務できる工事の範囲)

第4条 特例監理技術者が兼務できる工事の施工場所は、区が発注する特例監理技術者の配置を認める公共工事の施工場所から直線距離でおおむね10km以内とする。ただし、仕様書において別の定めがある場合は、その定めが優先されるものとする。

(配置を認める場合の表示)

第5条 特例監理技術者の配置を認める公共工事の場合にあつては、その旨を次に掲げるとおり表示するものとする。

なお、表示する内容は、特例監理技術者又は監理技術者補佐に関する各種法令又は通知等に準拠したものとする。

- 1 工事設計部署は、仕様書において明記する。
- 2 総務部契約管財課は、該当する案件に係る入札の公告文等において明記する。

(委任)

第6条 この取扱い基準に定めるもののほか、公共工事の発注時における特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

この取扱い基準は、令和3年8月2日から施行する。